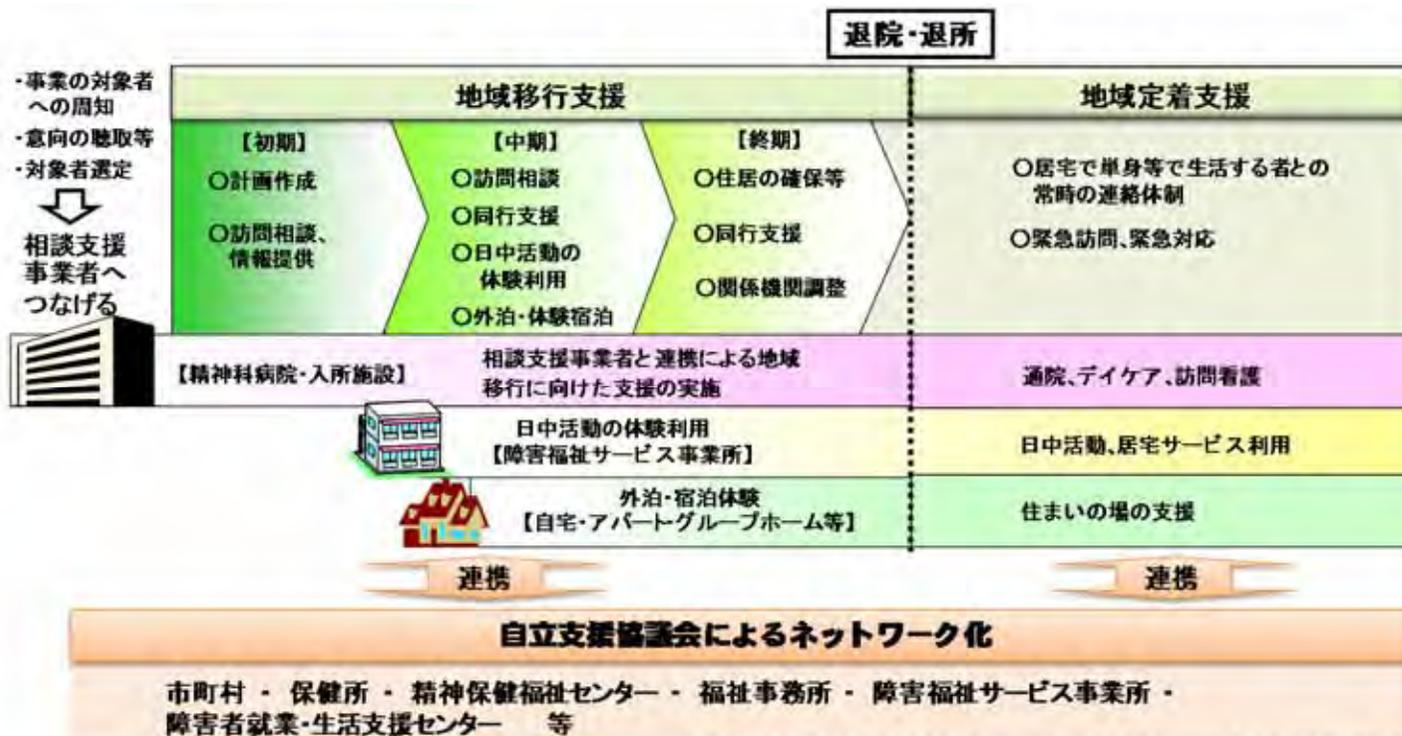


地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の概要

- 地域移行支援**・・・障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。
- 地域定着支援**・・・居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

（参考） 地域生活への移行に向けた支援の流れ（イメージ）

65



報酬単価

- （地域移行支援）
- ・地域移行支援サービス費 2,300単位/月
 - ・退院・退所月加算 2,700単位/月
（退院・退所月に加算）
 - ・集中支援加算 500単位/月
（月6日以上面接・同行による支援を行った場合に加算）
 - ・障害福祉サービス事業の体験利用加算 300単位/日
 - ・体験宿泊加算（ ） 300単位/日
 - ・体験宿泊加算（ ） 700単位/日
 - ・特別地域加算 + 15/100
- （地域定着支援）
- ・地域定着支援サービス費
〔体制確保分〕 300単位/月
〔緊急時支援分〕 700単位/日
 - ・特別地域加算 + 15/100

※ 精神障害者の退院後支援事業の手引き(平成19年3月日本精神保健福祉士協会)を参考に作成

グループホーム・ケアホームの利用の際の助成

1 目的

グループホーム・ケアホームの家賃について、障害者の地域移行をさらに進めるため、その一定額を助成するもの。

2 対象者

グループホーム・ケアホーム利用者（市町村民税課税世帯を除く）

3 助成額（月額）

家賃を助成対象とし、利用者1人当たり月額1万円を上限

家賃が1万円未満の場合は、当該家賃の額を助成。

月の途中で入退居した場合は、1万円を上限として実際に支払った額を助成。

家賃に対する助成は、事業者による代理受領の場合、他の障害福祉サービスに係る報酬と同様に、翌々月となる。

（例：平成23年10月分は、平成23年12月に支給）

4 負担率

1 / 2 （負担割合 国1 / 2、都道府県1 / 4、市町村1 / 4）

5 施行期日

平成23年10月1日

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立・同年6月27日公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える。)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(抄)

<平成24年4月18日 衆議院厚生労働委員会>

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一～三 (略)

四 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。

五 (略)

六 精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。

七～十 (略)

<平成24年6月19日 参議院厚生労働委員会>

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一及び二 (略)

三 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。

四 (略)

五 精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。

六～十 (略)

ケアホームのグループホームへの一元化

共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護(ケアホーム)を共同生活援助(グループホーム)に統合。 【平成26年4月1日施行】

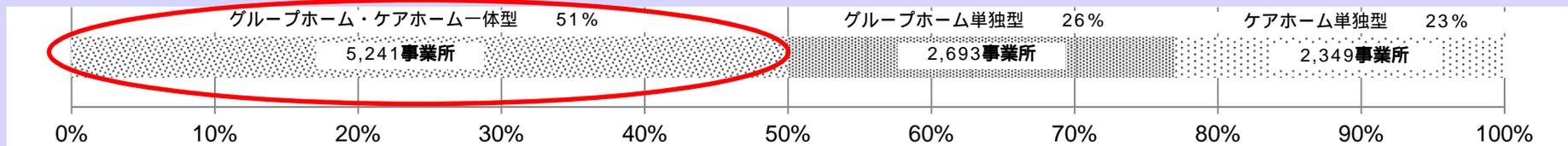
➡ 障害者の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進。

《背景》

今後、障害者の高齢化・重度化が進むことを背景として、介護が必要な障害者のグループホームの新規入居や、グループホーム入居後に介護が必要となるケースが増加することが見込まれる。
現行、介護が必要な人と必要のない人を一緒に受け入れる場合、グループホーム、ケアホームの2つの種類の事業所指定が必要。
現にグループホーム・ケアホーム一体型の事業所が半数以上。

地域における住まいの選択肢のさらなる拡大・事務手続きの簡素化等の観点から**ケアホームをグループホームに一元化**。
グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、**入浴、排せつ又は食事の介護**その他の日常生活上の援助を提供。

(参考)事業所の指定状況



(出典)障害福祉課調べ(H22.3)

グループホームへの一元化に併せて、次の運用上の見直しを検討

外部サービス利用規制の見直し

個々の利用者の状態像に応じて柔軟かつ効率的なサービス提供が可能となるよう、グループホームの新たな支援形態の1つとして、**外部の居宅介護事業者と連携すること等により利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行うこと**を検討。

サテライト型住居の創設

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえ、1人で暮らしたいというニーズにも応えつつ、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、**本体住居との連携を前提とした『サテライト型住居』の仕組み**の創設を検討。

グループホーム・ケアホームの施設整備に対する助成制度

補助事業名	社会福祉施設等施設整備費	障害者自立支援対策臨時特例交付金 (障害者自立支援基盤整備事業) H24まで						
対象法人	社会福祉法人、医療法人、 公益法人、NPO法人 等	社会福祉法人、医療法人、 公益法人、NPO法人 等						
整備区分	新築 改修《 <u>自己所有物件</u> 》	改修《 <u>賃貸物件</u> 》						
基準単価	<p>(事業費ベース)</p> <p>創設 <u>2,540万円以内</u> エレベーター等設置整備を行う場合 <u>2,740万円以内</u></p> <p>改修 <u>1,000万円以内</u> エレベーター等設置整備を併せて行う場合 <u>1,200万円以内</u> エレベーター等設置整備のみの場合 <u>200万円以内</u></p>	<p>改修 <u>500万円以内</u> エレベーター等設置整備を併せて行う場合 <u>600万円以内</u> エレベーター等設置整備のみの場合 <u>100万円以内</u></p>						
負担割合	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">国</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">1/2</td> </tr> <tr> <td>都道府県・指定都市・中核市</td> <td style="text-align: right;">1/4</td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td style="text-align: right;">1/4</td> </tr> </table>	国	1/2	都道府県・指定都市・中核市	1/4	事業者	1/4	定額
国	1/2							
都道府県・指定都市・中核市	1/4							
事業者	1/4							

『居場所』 = 住まいの場の確保

社会福祉施設等施設整備費補助金 平成25年度要求額 91億円(うち特別枠50億円)

グループホーム等の整備促進(障害者総合支援法)

障害者が地域で安心して暮らすための障害福祉サービスの整備

グループホームの計画的な整備の推進(ケアホームとの一元化、サテライト化など地域の実情に応じた整備を促進)

地域の拠点となる児童発達支援センターの整備促進

就労支援事業所等の日中活動の場の基盤を整備(要求枠)

グループホームの整備促進等

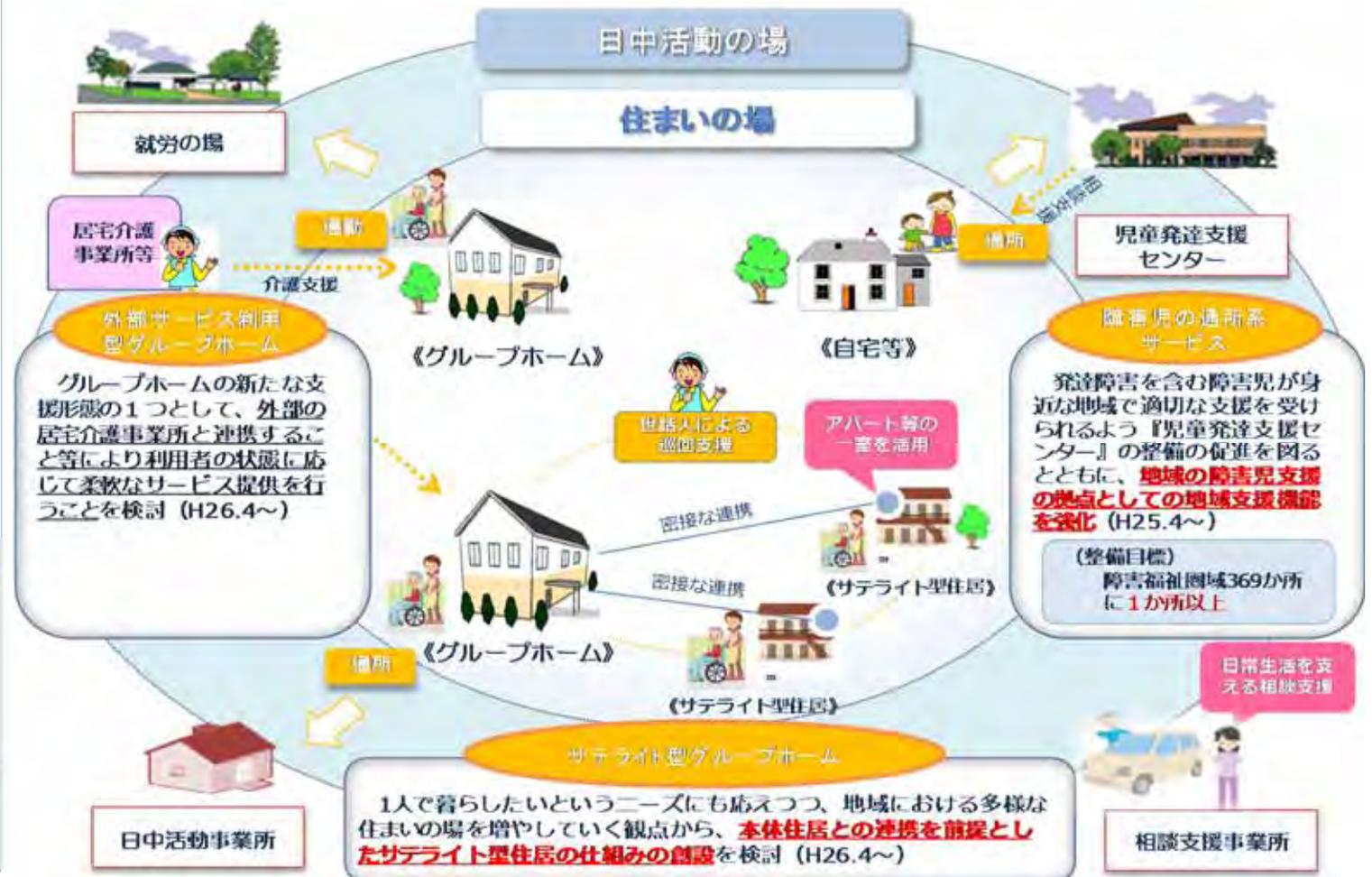
グループホームの整備促進は、障害者の居住支援の観点から重要であり、各自治体が策定した障害福祉計画においては、**平成26年度末までに9.8万人の整備**が盛り込まれている。 福島県分を除く。

障害者の高齢化・重度化に対応して、共同生活住居における介護を柔軟に提供することができるよう、平成26年4月から**ケアホームをグループホームに一元化**。これに併せて、住み慣れた地域における多様な住まいの選択肢を用意する観点から、**外部サービス利用型のグループホーム**や**サテライト型のグループホーム**の仕組みの創設を検討

(参考) 第3期計画における見込量



(参考) 地域の拠点整備のイメージ



障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について（概要）

（平成21年11月12日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長、国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）最終改正：平成24年5月31日

趣 旨

障害者が地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするためには、グループホームなど地域における住まいの場の確保が重要。

このため、厚生労働省、国土交通省の連名で通知を発出し、障害者の住まいの場の確保等に関する両省の施策について広く紹介するとともに、各地方公共団体においても、福祉部局と住宅部局の連携を図り、これらの施策についての取組を強化するよう依頼。

厚生労働省・国土交通省の主な施策

（1）グループホーム・ケアホームの整備の促進等

公営住宅をグループホーム等として活用するためのマニュアルの周知

厚生労働省における施設整備費の助成等や国土交通省の「社会資本整備総合交付金」等の活用により、各自治体が定める障害福祉計画に基づく計画的な整備を支援

平成23年10月からグループホーム等を利用している障害者に対して月額1万円を上限に居住に要する費用を助成。

（2）公的賃貸住宅への入居の促進

障害者の優先枠の設定や障害者向けの公営住宅の供給等による入居促進

既存民間住宅の一部を借り上げて行う公営住宅の供給

（3）民間賃貸住宅への入居の円滑化

障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する居住支援協議会の積極的な活用及び自立支援協議会との緊密な連携

民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業による障害者等が円滑に入居できる民間住宅の供給支援

財団法人高齢者住宅財団が未払い家賃の債務保証を行う家賃債務保証制度の普及

（4）地域移行支援・地域定着支援の個別給付化

障害者支援施設の入所者等に対し、住居の確保など地域生活に向けた支援を行う「地域移行支援」、1人暮らし等の障害者と常時連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う「地域定着支援」を平成24年度から実施

日常生活用具給付等事業

事業内容

地域の実情や障害者等の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業の必須事業として、日常生活上の便宜を図るため、特殊寝台、入浴補助用具、盲人用体温計、点字器、ストーマ装具などの日常生活用具を給付又は貸与する。

対象者 日常生活用具を必要とする障害者、障害児

実施主体 市町村

対象種目 次の3つの要件を満たす6種の用具

【用具の要件】

- ・安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ・日常生活用の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの
- ・製作や改良、開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

【用具の種目】

種目	用具の用途及び形状
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット等の身体介護を支援する用具
自立生活支援用具	入浴補助用具等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ装具等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な改修を伴うもの

具体的な対象種目等については、市町村の判断により決定することができる。

日常生活用具給付等事業における住宅改修

事業内容

地域の実情や障害者等の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業として、日常生活上の便宜を図るため、居宅生活動作補助用具（居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な改修を伴うもの）の購入及び改修工事費を給付する。

対象者 日常生活用具を必要とする障害者、障害児

実施主体 市町村

住宅改修の範囲（例）

- 1 手すりの取付け
- 2 段差の解消
- 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- 4 引き戸等への扉の取替え
- 5 洋式便器等への便器の取替え
- 6 その他 1～5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 等

具体的な住宅改修の範囲等については、市町村の判断により決定することができる。